

せいそう 速報 労働者

2016 年 11 月 8 日
No. 1107
東京清掃労働組合
企画・総務局

平成 28 年度給与改定（第 3 回）専門委員会交渉

大衆行動で区長会の認識を改めさせよう

- 業務職給料表を示さないのは事実上の交渉拒否
- 再任用賃金は区長会が主体的に判断すべき

11 月 8 日、今期 3 回目の専門委員会交渉を行い、前回に引続き技能系・業務系の人事・給与制度に関する課題全般について当局を追及しました。切替調整措置の終了、任用資格基準や設置基準、業務職給料表の提示などについて強く求めました。しかし、区長会は技能・業務系職員の賃金については「依然として高い水準にある」、任用制度についても「現時点で必要な見直しは行っている」との認識を繰り返すばかりで、我われの要求に歩み寄る姿勢を見せていません。

○技能・業務系職員の賃金水準について

2007 年賃金確定交渉時に、区長会が重視していた東京都は結果的に特別区より 2 年 3 ヶ月遅れて業務職給料表を引下げましたが、引下げ率は平均 8 % とし、同時に大幅な号級増設を行い、あわせて号級切替者への延伸措置を最大 11 号にとどめました。2014 年度の昇給・昇格にあたり、号級切替による「足踏み」を続けている職員も、昇任・昇格メリットが得られない職員も皆無で、我々の置かれている状況は、東京都と比べても過酷と言うほかありません。国や他団体の動向を気にかけている区長会がこのことについては「特別区は特別区として妥結したという認識」「9 % は当時の状況であり、一昨年、昨年と改善してきている」との主張です。

いまだに切替調整号数を保有している職員は、清掃だけでも 866 人も在職し、全体の 26.1 % にもなります。その多くは、職場の中でも中堅か

らベテランの職員で職務遂行上も中心的な役割を担う職員です。切替調整措置について、一日も早い終了を強く求めました。

○技能長職昇任選考について

昇任意欲の醸成や人事の活性化の観点からも、職員人数を括りとした設置基準については廃止し、各区の任命権者の判断による制度にすべきと我々の主張に対しては「任命権者の判断でできるようになっている」との考えを示しましたが、実際には2区で技能長選考が行われておらず、統括技能長選考に至っては6区でのみ実施されただけです。設置基準を廃止し、弾力的な任用管理の促進を図ることで、統括技能長や技能長の負担軽減、意欲ある職員に対する昇任機会の担保にも繋がります。

○再任用賃金について

この間一貫して、年金の無支給期間における生計費を確保できる水準を求めています。区長会は「国の状況については再任用を中心に検討を行っている。国や他団体の動向を注視していく」との態度を崩しません。また、「現状では民間や他団体との格差は無い」として見直しが行われていない現状を主張しています。本来は無支給期間が出来る前に解決しておくべき課題であり、区長会として早急に、かつ主体的に改善をはかるべきです。

○業務職給料表について

業務職給料表については、法の適用関係が行政系職員とは異なっていることを正しく認識されているのかとの問いに「給料表について地公労法上の取扱いと認識している」としながらも「勧告内容について確認する必要がある。勧告給料表の精査とあわせて業務職給料表についても精査している」として、いまだに我々に提示していません。

○本部統一交渉と職場からの大衆行動で区長会の認識を改めさせよう

区長会の大きな課題として行政系人事制度のあり方が検討されています。我々の現業系人事制度に対する影響も注視していく必要があります。こうした意味からも、今年度の賃金確定交渉の中で、区長会に対し現業賃金の水準の低さを認識させ、清掃の業務実態を理解させ、より良い人事制度の構築に向け検討させることが重要となります。

区長会の認識をあらためさせるためには、やはり職場からの押し上げが必要です。組合員と家族からの多くの署名、各区長要請や地連別の要請・決起集会などの大衆行動を背景に交渉に臨み、本部・地連・支部を貫く組合員の総力を結集し、要求貫徹にむけて闘い抜きましょう。